



基発 0526 第 2 号

令和 4 年 5 月 26 日

一般社団法人 日本医療法人協会長 殿

厚生労働省労働基準局長



新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る
労災請求についての周知依頼等について

日頃より、労働基準行政について、多大なる御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険制度の周知等については、令和 2 年 5 月 14 日付け「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係る協力要請について」により要請を行っておりますが、これまでの御協力に重ねて御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に罹患した方の一部には、感染性が消失した後であっても、呼吸器や循環器、神経、精神症状等に係る症状がみられる場合があるとされており、業務により新型コロナウイルスに感染して療養等が必要と認められた場合には、こうした罹患後症状についても、労災保険給付の対象として取り扱ってきたところです。

今般、当局におきましては、この取扱いを明確にするため、令和 4 年 5 月 12 日付け基補発 0512 第 1 号（別添）により、都道府県労働局あて指示を行ったところですが、被災労働者等への効果的な周知に当たりましては、各医療機関の御理解と御協力が不可欠となっております。

つきましては、下記事項について一層の御協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 罹患後症状に係る労災請求についての周知依頼等について

業務により新型コロナウイルスに感染し、罹患後症状があり、療養等が必要と認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

このため、労働者が業務により新型コロナウイルスに感染したと考えられる場合はもとより、その罹患後症状の可能性がある場合には、労災保険給付の請求勧奨等について御協力をお願いいたします。

2 厚生労働省ホームページ掲載の Q & A 及びリーフレットの周知のお願いについて

厚生労働省ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償に関する Q & A 及びリーフレットを掲載しており、随時、罹患後症状に関する内容を加えるなどの改定を行っていることから、これらの周知についても御協力をお願いいたします。

【御参考】

(厚生労働省ホームページ)

- 新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け） 5 労災補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q5-1

- 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業（労務）の方向け） 7 労災補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q7-1

- リーフレット「職場で新型コロナウイルスに感染した方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698300.pdf>